

KEIRIN

00

広報 KEIRIN

競輪第32号
(毎月1回発行)発行
財団法人JKA
競輪広報グループ
東京都千代田区
六番町4番地6
電話 03(3239)9420

卒業記念レースで優勝した上吹越俊一生徒(中央)

目

次

今月のトピックス	
上吹越俊一生徒が優勝 第99回生卒業記念レース	
ヤンググランプリ2010 出場予定選手決まる	
最高払戻金の記録更新 チャリロト	
12月の競輪開催日程	2
「競輪に係る業務の方法に関する規程」変更の認可について	3
「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」の一部改正に関する認可について	4
「自転車機械工業振興事業に関する補助細則」の一部改正に関する認可について	16
「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」の一部改正に関する認可について	18
「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」の一部改正に関する認可について	29
競輪選手の登録事項の変更	31

競輪選手の登録削除	31
競輪選手の特別昇班	31
競輪選手の登録更新	31
競輪選手の出場あっせん停止	32
先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消	32
先頭誘導選手の認定取消	35
競輪審判員の登録事項の変更	35
競輪審判員の登録削除	35
競輪検車員の認定証記載事項の変更	36
競輪検車員の認定取消	36
競輪自転車の登録更新	36
競輪自転車の仕様の追加	36
平成22年11月競輪出場あっせん状況	37
平成22年11月開催出場あっせん概況表	37
平成22年11月開催競輪選手需給状況表	37
平成22年12月競輪出場あっせん計画	38
平成22年12月開催競輪選手需給計画表	38
登録・認定数等	38
車券売上状況(10月分)	39

今月のトピックス

上吹越俊一生徒が優勝 第 99 回生卒業記念レース

日本競輪学校の第 99 回生徒卒業記念レースが 10 月 13、14 日、伊東温泉競輪場で行われ、鹿児島の上吹越俊一（かみふきごし・しゅんいち 33 歳）が優勝した。2 位には岩井良平（大阪 20 歳）、3 位には横関裕樹（岐阜 22 歳）が入った。卒業生は 2011 年 1 月にデビューする。上吹越俊一の話：この喜びは師匠（内村豪）と両親と弟に伝えたい。デビューしたら前々で熱い走りをみせます。

ヤンググランプリ 2010 出場予定選手決まる

12 月 28 日（火）に立川競輪場で開催される「ヤンググランプリ 2010」（G II）の出場予定選手が以下の通り決まった。

< 正選手 > 深谷知広（96 期・愛知）、木暮安由（92 期・群馬）、岩本俊介（94 期・千葉）、牛山貴広（92 期・茨城）、三谷将太（92 期・滋賀）、脇本雄太（94 期・福井）、坂本貴史（94 期・青森）、水谷好宏（93 期・滋賀）、西谷岳文（93 期・京都）

< 補欠選手 > 中野彰人（93 期・和歌山）

最高払戻金の記録更新 チャリロト

平塚競輪で 10 月 21 日（木）、後半 7 レースの 1 着を当てる「チャリロト」において 905,987,400 円の払戻金があった。払戻金としては国内史上最高額。的中は 1 票だった。

◇第 99 回生卒業記念レース決勝成績◇

着順	選手名	年齢	出身
1	上吹越俊一	33	鹿児島
2	岩井 良平	20	大阪
3	横関 裕樹	22	岐阜
4	本郷 雄三	22	熊本
5	今藤 康裕	25	岐阜
6	和田 禎嗣	25	埼玉
7	藤井 英二	19	兵庫
8	石川 裕二	26	茨城
9	和田真久留	19	神奈川



(写真提供 共同通信社)

12 月 の 競 輪 開 催 日 程

函 館 青 森 いわき平 (ナ 6 ~ 8) 【ナ 16 ~ 19】 弥 彦 前 橋 (1 ~ 3) 【20 ~ 22】 取 手 (1 ~ 3) 宇都宮 【6 ~ 8】 大 宮 (13 ~ 15) (18 ~ 20) 西武園 (8 ~ 10) 【25 ~ 27】 京王閣 (16 ~ 18) (24 ~ 26) 立 川 (11 ~ 13) 【28 ~ 30】 松 戸 (15 ~ 17) (29 ~ 31) 千 葉 (7 ~ 9) 【20 ~ 22】 川 崎 (22 ~ 24) (29 ~ 31) 平 塚 【16 ~ 18】 小田原 (7 ~ 9) 【23 ~ 25】	伊 東 (11 ~ 14) 静 岡 【6 ~ 8】 (25 ~ 27) 豊 橋 (13 ~ 15) (20 ~ 22) 一 宮 (9 ~ 11) 名古屋 (16 ~ 18) 【20 ~ 22】 岐 阜 (13 ~ 15) (29 ~ 31) 大 垣 【6 ~ 8】 【25 ~ 27】 松 阪 【7 ~ 9】 (29 ~ 31) 四日市 (ナ 22 ~ 24) 富 山 (4 ~ 6) 福 井 (6 ~ 8) 大 津 (18 ~ 20) (22 ~ 24) 奈 良 【6 ~ 8】 (25 ~ 27) 向日町 (15 ~ 17) 和歌山 【20 ~ 22】 岸和田 【9 ~ 11】 (29 ~ 31)	玉 野 (6 ~ 8) (18 ~ 20) 広 島 (3 ~ 5) (23 ~ 26) 防 府 【15 ~ 17】 高 松 (1 ~ 3) (13 ~ 15) 観音寺 【6 ~ 8】 (20 ~ 22) 小松島 【20 ~ 22】 高 知 (8 ~ 10) 松 山 【ナ 10 ~ 12】 (ナ 28 ~ 30) 小 倉 (2 ~ 5) 【ナ 13 ~ 15】 【ナ 25 ~ 27】 別 府 (7 ~ 9) (13 ~ 15) 武 雄 【6 ~ 8】 (20 ~ 22) 佐世保 (16 ~ 19) 久留米 (9 ~ 11) 熊 本 (20 ~ 22)
--	--	--

- (注) 1. 太字は F I 以上の開催を表す。【 】は F I を表す
2. 太字のナはナイター競輪を表す。

◆ 12・1 月の開催につきましては、変更することがありますので予めご承知おきください。

認可

■平成 22・10・28 製第 1 号
平成 22 年 10 月 28 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 大畠 章宏

「競輪に係る業務の方法に関する規程」変更の認可について

平成 22 年 10 月 22 日付け 22JKA 総務第 47 号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

『競輪に係る業務の方法に関する規程』新旧対照表

現 行	改 正 案
第 52 条 日本競輪学校入学試験は、一般入学試験（以下「一般試験」という。）及び特別選抜入学試験（以下「特別試験」という。）とする。 （追加） 第 53 条 一般試験の応募者の資格は、次の事項に該当する者とする。 （１）日本国内に居住する男子であること。 （２）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める高等学校を卒業した者又はその回の日本競輪学校入学の期日までに卒業する見込みの者若しくはこれと同程度の学力を有する者 （３）年令は、満 17 才以上とし、年令の計算は、その回の入学する年度の 4 月 1 日を基準とする。 （４）日本競輪学校の生徒として適当でない事実がないこと。 第 72 条 生徒は、食費その他教育に要する費用の一部を負担するものとし、 <u>入学の際その全額を本財団に納入するものとする。</u> 2 本財団は、生徒が負担すべき費用について、別に定める貸費制度により貸与することができる。	第 52 条 同 左 2 <u>一般試験及び特別試験は、男子と女子を区分して行う。</u> 第 53 条 同 左 （１）日本国内に居住する <u>者</u> であること。 （２）同左 （３）同左 （４）同左 第 72 条 生徒は、食費その他教育に要する費用の一部を負担するものとし、 <u>本財団の請求に応じて速やかに本財団に納入するものとする。</u> 2 同左 附 則 この規程は、経済産業大臣認可の日から施行する。

■平成 22・10・22 製第 5 号

平成 22 年 10 月 26 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 大島 章宏

「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び
補助の方法に関する規程」の一部改正に関する認可について

平成 22 年 10 月 22 日付け 22JKA 総務第 48 号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

『自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程』新旧対照表

現 行	改 正 案
第 2 章 事業の選定の基準 (補助事業者の要件) 第 4 条 補助事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件に適合しなければならない。 (1) 事業を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。 (2) <u>原則として公共的団体であって法人格を有すること。</u> (3) 代表者の熱意、識見及び能力が信頼するに足るものであること。 (4) 特定企業の利益を図るような運営がなされていないこと。 (5) 補助事業者として不適当と認められる行為がなかったこと。 第 3 章 補助の方法 (事業計画及び収支予算の作成) 第 7 条 本財団は、前条の審査の結果に基づき、自転車その他の機械工業に関する事業の振興のための事業計画及び収支予算を作成し、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、遅滞なく、経済産業大臣に認可を申請するものとする。 2 前項の事業計画は、あらかじめ機械振興補助事業審査・評価委員会の意見を聴いた上で作成する。 (補助金の交付に関する決定通知) 第 11 条 本財団は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助事業者に対し、様式第 5 の補助金交付決定通知により、事業の内容等所要の事項を通知するものとする。 2 補助事業者は、前項の通知を受けた場合は、様式第 6 の事業の実施に関する誓約書を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。 3 <u>本財団は、第 1 項の通知をした場合は、関係書類を付して経済産業大臣に届け出るものとする。</u> (補助金交付の辞退) 第 12 条 補助事業者は、前条第 1 項の通知を受けた後、やむを得ない事情により補助金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。 2 本財団は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。 3 <u>本財団は、前項の取消しを行ったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。</u>	第 2 章 事業の選定の基準 (補助事業者の要件) 第 4 条 補助事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件に適合しなければならない。 (1) 事業を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。 (2) 公共的団体であって法人格を有すること。<u>ただし、研究補助の対象となる事業については、この限りではない。</u> (3) 代表者の熱意、識見及び能力が信頼するに足るものであること。 (4) 特定企業の利益を図るような運営がなされていないこと。 (5) 補助事業者として不適当と認められる行為がなかったこと。 第 3 章 補助の方法 (事業計画及び収支予算の作成) 第 7 条 本財団は、前条の審査の結果に基づき、自転車その他の機械工業に関する事業の振興のための事業計画及び収支予算を作成し、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、遅滞なく、経済産業大臣に認可を申請するものとする。 2 前項の事業計画は、あらかじめ機械振興補助事業審査・評価委員会が<u>審査した結果をもとに</u>作成する。 (補助金の交付に関する決定通知) 第 11 条 本財団は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助事業者に対し、様式第 5 の補助金交付決定通知により、事業の内容等所要の事項を通知するものとする。 2 補助事業者は、前項の通知を受けた場合は、様式第 6 の事業の実施に関する誓約書を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。 <u>削る</u> (補助金交付の辞退) 第 12 条 補助事業者は、前条第 1 項の通知を受けた後、やむを得ない事情により補助金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。 2 本財団は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。 <u>削る</u>

現 行	改 正 案
第 4 章 事業実施の方法 （補助事業の計画の変更等） 第 16 条 補助事業者は、補助事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第 8 の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。 <u>2 本財団は、前項の承認を行ったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。</u> （補助金の額の確定等） 第 20 条 本財団は、前条の報告を受けた場合は、その補助事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助事業により取得した物件があるときは、その管理方法についても併せて通知するものとする。 2 前項の調査は、関係書類その他必要な資料の審査により行うほか、必要があると認めるときは、本財団の役職員及び本財団が認めた者により実地に調査を行うものとする。 3 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ補助事業者に期日その他必要な事項を通知するものとする。 <u>4 本財団は、第 1 項の確定を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告するものとする。</u> 第 6 章 雑則 （補助金交付決定の取消し等） 第 30 条 本財団は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。 （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合 （2）事業を中止した場合 （3）事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合 （4）第 4 条各号の要件に適合すると認められなくなった場合 （5）第 20 条第 1 項の調査又は第 27 条第 1 項の監査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 （6）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合 （7）その他この規程又はこの規程に基づく処分に違反したと認められる場合 2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。 <u>3 本財団は、第 1 項の取消しを行ったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。</u> （公示） 第 33 条 本財団は、毎事業年度開始の 3 月前までに、当該年度の補助事業に関し、補助金交付要望書の提出先、提出期限、提出書類その他必要な事項を公示するものとする。 2 前項の公示は、<u>官報、経済産業公報及び本財団が発行する会報により行う。</u>	第 4 章 事業実施の方法 （補助事業の計画の変更等） 第 16 条 補助事業者は、補助事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第 8 の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。 <u>削る</u> （補助金の額の確定等） 第 20 条 本財団は、前条の報告を受けた場合は、その補助事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助事業により取得した物件があるときは、その管理方法についても併せて通知するものとする。 2 前項の調査は、関係書類その他必要な資料の審査により行うほか、必要があると認めるときは、本財団の役職員及び本財団が認めた者により実地に調査を行うものとする。 3 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ補助事業者に期日その他必要な事項を通知するものとする。 <u>削る</u> 第 6 章 雑則 （補助金交付決定の取消し等） 第 30 条 本財団は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。 （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合 （2）事業を中止した場合 （3）事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合 （4）第 4 条各号の要件に適合すると認められなくなった場合 （5）第 20 条第 1 項の調査又は第 27 条第 1 項の監査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 （6）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合 （7）その他この規程又はこの規程に基づく処分に違反したと認められる場合 2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。 <u>削る</u> （公示） 第 33 条 本財団は、毎事業年度開始の 3 月前までに、当該年度の補助事業に関し、補助金交付要望書の提出先、提出期限、提出書類その他必要な事項を公示するものとする。 2 前項の公示は、<u>補助対象事業の特性に応じた媒体（新聞、テレビ、本財団ホームページ等）を有効に活用して広範に周知する。</u> 附 則 この規程は、経済産業大臣認可の日から施行する。

現 行	改 正 案
様式第 1 (第 5 条関係) 自転車等機械工業振興事業に関する補助金交付要望書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 下記の事業を行いたいので、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を要望します。 記 1 事業名 2 事業費総額 3 補助金交付要望額 4 補助金を必要とする理由 5 補助事業の概要 (別添 1) 6 事業者の概要 (別添 2) 7 連絡先	様式第 1 (第 5 条関係) 自転車等機械工業振興事業に関する補助金交付要望書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 下記の事業を行いたいので、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を要望します。 記 1 事業名 2 補助対象経費総額 3 補助金交付要望額 4 補助金を必要とする理由 5 補助事業の概要 6 事前計画／自己評価 7 事業者の概要 8 当該事業に関し、他の団体に対する補助申請又は補助申請予定の有無 9 連絡先
(別添 1) ○○○補助事業の概要 1 事業の目的 2 事業の遂行に関する計画 (1) 事業の内容 (2) 実施方法及び場所 (3) 事業の実施予定表 (4) 事業成果の公表の方法 (5) 事業の完了時期 3 事業を実施する上における事業収支予算 (別表)	(削る)

現 行		改 正 案																																				
(別表) 〇〇年度〇〇〇補助事業収支予算書 1 収入の部 単位 円 <table><thead><tr><th>項 目</th><th>予 算 額</th><th>摘 要</th></tr></thead><tbody><tr><td>補 助 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己負担金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 自己負担金は、寄付金、借入金、自己資金その他に区分して予算額を記載のこと。 なお、借入金については、借入予定先及び償還方法を記載すること。 2 支出の部 単位 円 <table><thead><tr><th rowspan="2">項 目 節</th><th colspan="3">経 費</th><th rowspan="2">算出基礎</th></tr><tr><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		項 目	予 算 額	摘 要	補 助 金			自己負担金			合 計			項 目 節	経 費			算出基礎	補助金	自己負担金	計											計					(削る)	
項 目	予 算 額	摘 要																																				
補 助 金																																						
自己負担金																																						
合 計																																						
項 目 節	経 費			算出基礎																																		
	補助金	自己負担金	計																																			
計																																						
(別添 2) 事 業 者 の 概 要 1 定款又は寄附行為に定める団体の目的・事業 2 役職員及び会員の状況 3 業務概要 4 前年度における収支決算の概要 5 本要望書提出時に属する年度の収支予算の概要 6 添付書類 法人の登記簿謄本		(削る)																																				

現 行	改 正 案
様式第 2 (第 8 条関係) 番 号 年 月 日 補助事業者名 代表者名 財団法人 J K A 会長名 印 〇〇年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金交付内定通知 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって補助交付要望のありました事業に対する補助金交付につきましては、別紙のとおり内定しましたので、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 8 条の規定に基づき通知します。 つきましては、同規程第 9 条に基づく補助金交付申請書を〇〇年〇〇月〇〇日までに本財団に提出して下さい。 なお、期日までに同申請書を提出されない場合は、受諾の意思がないものとして取り扱います。	様式第 2 (第 8 条関係) 番 号 年 月 日 補助事業者名 代表者名 財団法人 J K A 会長名 印 〇〇年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金交付内定通知 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって補助交付要望のありました事業に対する補助金交付につきましては、別紙のとおり内定しましたので、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 8 条の規定に基づき通知します。 つきましては、同規程第 9 条に基づく補助金交付申請書を〇〇年〇〇月〇〇日までに本財団に提出して下さい。 なお、期日までに同申請書を提出されない場合は、受諾の意思がないものとして取り扱います。
(別紙) 1 補助事業名 2 補助事業者 3 補助事業計画 (1) 目的 (2) 内容 4 補助金の限度額 5 事業の完了期限	(別紙) 1 補助事業名 2 補助事業者 3 補助事業計画 (1) 目的 (2) 内容 (3) 実施場所 4 補助金の限度額 5 事業の完了期限

現 行	改 正 案
様式第 3 (第 9 条関係) 自転車等機械工業振興事業に関する補助金交付申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって内定通知を受けた下記の事業を行いたいので、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 9 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。 記 1 事業名 2 事業費総額 3 補助金交付申請額 4 事業の計画 (別添 1) 5 事業の収支予算 (別添 2) 6 連絡先 7 添付書類 (別添 3)	様式第 3 (第 9 条関係) 自転車等機械工業振興事業に関する補助金交付申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって内定通知を受けた下記の事業を行いたいので、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 9 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。 記 1 事業名 2 補助対象経費総額 3 補助金交付申請額 4 事業の計画 5 事業の収支予算 6 事前計画／自己評価 7 当該事業に関し、他の団体に対する補助申請又は補助申請予定の有無 8 連絡先 9 添付書類
(別添 1) 事 業 計 画 書 1 補助事業の目的 2 補助事業の遂行に関する計画 (1) 事業の内容 (2) 実施方法及び場所 (3) 事業の実施予定表 (4) 事業成果の公表の方法 (5) 事業の完了時期	(削る)

現 行

改 正 案

(別添 2)

〇〇年度〇〇〇補助事業収支予算書

1 収入の部

単位 円

項 目	予 算 額	摘 要
補 助 金		
自己負担金		
合 計		

(注) 自己負担金は、寄付金、借入金、自己資金その他に区分して予算額を記載のこと。

なお、借入金については、借入予定先及び償還方法を記載すること。

2 支出の部

単位 円

項 目 節	経 費			算出基礎
	補助金	自己負担金	計	
国内経費				
人件費				
旅 費				
物件費				
事業費				
事務諸費				
海外経費				
人件費				
旅 費				
物件費				
事業費				
事務諸費				
合 計				

(削る)

(別添 3)

添 付 書 類

- 1 法人の代表者の印鑑証明書
- 2 当該事業の実施に関する機関の決議書

(削る)

現 行	改 正 案
様式第 6（第 11 条関係） 自転車等機械工業振興補助事業実施に関する誓約書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」を実施するに当たって、貴財団から前記事業の補助を受けることについては、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」、「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」、「補助事業実施に関する事務手続要領」及び「補助金の交付決定通知」（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇第〇〇号）に記載されている諸事項を遵守し実施することを誓約します。 添付書類 法人格を有しない補助事業者の代表者である場合は、「<u>自転車等機械工業振興事業に関する補助細則</u>」第 6 条第 1 項の規定に基づき連帯保証人の保証書を添付すること。	様式第 6（第 11 条関係） 自転車等機械工業振興補助事業実施に関する誓約書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」を実施するに当たって、貴財団から前記事業の補助を受けることについては、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」、「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」、「補助事業実施に関する事務手続要領」及び「補助金の交付決定通知」（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇第〇〇号）に記載されている諸事項を遵守し実施することを誓約します。 また、「<u>補助事業の完了報告書</u>」と共に提出する調査報告書、研究論文等の成果物、その他貴財団に提出する一切の資料（<u>動画・写真を含むがそれに限られない</u>）を、貴財団が、貴財団のホームページにおいて公表するのに必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することを許諾します。 <u>(削る)</u>
様式第 7（第 15 条関係） 自転車等機械工業振興補助金の費目の流用に関する承認申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 15 条の規定に基づき、下記の理由により補助金の費目の流用をしたいので、承認を申請します。 記 1 理由 2 費目の流用に関する明細書 (新旧対照として、その積算を明らかにすること。)	様式第 7（第 15 条関係） 自転車等機械工業振興補助金の費目の流用に関する承認申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 15 条の規定に基づき、下記の理由により補助金の費目の流用をしたいので、承認を申請します。 記 1 理由 2 費目の流用に関する明細 (新旧対照として、その積算を明らかにすること。)

現 行	改 正 案
様式第 8 (第 16 条関係) 自転車等機械工業振興補助事業の計画の変更に関する承認申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり事業計画の一部を変更したいので、承認を申請します。 記 1 変更の理由 2 変更の内容 (新旧対照とする。) 3 変更に係る事業の収支予算書	様式第 8 (第 16 条関係) 自転車等機械工業振興補助事業の計画の変更に関する承認申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり事業計画の一部を変更したいので、承認を申請します。 記 1 変更の理由 2 変更の内容 (新旧対照とする。) 3 変更に係る事業の収支予算
様式第 9 (第 17 条関係) 自転車等機械工業振興補助事業の状況に関する報告書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業の状況について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 17 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 1 事業の実施状況 (当該〇〇〇〇〇〇〇における事業の実施内容、経過とその成果とを簡明に記載する。なお、事業実施の予定と実績とを比べて遅速のある場合はその理由を記載する。) 2 物件取得状況 (当該〇〇〇〇〇〇〇において取得した機械器具 (試作品を含む。)、土地、建物、構築物、治工具類、原材料、図書等について、その取得年月日、金額、数量、名称、型式、製造者名等必要な事項を記載する。)	様式第 9 (第 17 条関係) 自転車等機械工業振興補助事業の状況に関する報告書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業の状況について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 17 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 1 事業の実施状況 (<u>削る</u>) 2 物件取得状況 (<u>削る</u>)

現 行	改 正 案
様式第 10（第 19 条関係） 自転車等機械工業振興補助事業の完了報告書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業は、〇〇年〇〇月〇〇日完了したので、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 19 条の規定に基づき、下記書類を添えて報告します。 記 1 事業の実施内容及び成果に関する報告書（別紙 1） 2 事業の収支決算に関する報告書（別紙 2） 3 取得物件に関する報告書（別紙 3）	様式第 10（第 19 条関係） 自転車等機械工業振興補助事業の完了報告書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業は、〇〇年〇〇月〇〇日完了したので、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 19 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 1 事業の実施内容及び成果に関する報告書 2 事業の収支決算に関する報告書 3 取得物件に関する報告書 4 事前計画／自己評価 5 補助事業概要の広報資料
（別紙 1） 事業の実施内容及び成果に関する報告書 1 事業名 2 事業の実施経過 3 実施内容及び成果 4 事業実施に関して特許権、実用新案権等を申請又は取得したときは、その内容 5 業界等において今後予想される効果 6 本事業により作成した印刷物（研究報告書等）	（削る）

現 行

改 正 案

(別紙 2)

〇〇年度「〇〇〇〇〇〇」補助事業収支決算報告書

1 決算総括表

(イ) 収入の部

項 目	予 算 額	収 入 額	増 減	備 考
1 補 助 金				
2 自己負担金				
合 計				

(ロ) 支出の部

項 目	最終予算額			収 入 額			増 減			備 考
	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	
合計										

2 支出内訳表

(イ) 決算費目別内訳

目 節	予算額									支出額	備考
	原予算額			流用増減額			最終予算額				
	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計		
合計											

(ロ) 月別支出状況

目 節	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備 考
合 計														

(削る)

(別紙 3)

〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業取得物件報告書

物件の区分	品 名	数量	単価	金額	製造年月日	製造所名	取得年月日	購入先	製造・型式・仕様	所在場所

(記入上の注意)

- 1 物件の区分は補助細則による。
- 2 単価及び金額の欄には物件の購入価格を記入するものとするが、補助事業者において製作したものについては直接製造に要した経費を記入するものとする。
- 3 製造・型式・仕様の欄には機械等の構造機能、仕様の概要及び附属品、附属工具等の品目数量を記入するものとするが、一般市販品は型式及び製品番号等を記入する。

(削る)

現 行	改 正 案
様式第 11（第 22 条関係） 自転車等機械工業振興補助金の精算払申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり精算払の方法により補助金の支払を申請します。 記 1 補助金支払申請額 2 補助金の支払の対象となるもの （注）証拠書類の写しを添付すること。	様式第 11（第 22 条関係） 自転車等機械工業振興補助金の精算払申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり精算払の方法により補助金の支払を申請します。 記 1 補助金支払申請額 2 補助金の支払の対象となるもの （注）証拠書類の写しを添付すること。
様式第 12（第 22 条関係） 自転車等機械工業振興補助金の分割払（前金払）申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 22 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり分割払（前金払）の方法により補助金の支払を申請します。 記 1 補助金支払申請額 2 補助金の支払の対象となるもの 3 補助金の分割払又は前金払を必要とする理由及び経費明細書等必要な書類	様式第 12（第 22 条関係） 自転車等機械工業振興補助金の分割払（前金払）申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業について、「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第 22 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり分割払（前金払）の方法により補助金の支払を申請します。 記 1 補助金支払申請額 2 補助金の支払の対象となるもの 3 補助金の分割払又は前金払を必要とする理由及び経費明細書等必要な書類

■平成 22・10・22 製第 6 号

平成 22 年 10 月 26 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 大島 章宏

「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」の一部改正に関する認可について

平成 22 年 10 月 22 日付け 22JKA 総務第 49 号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

『自転車等機械工業振興事業に関する補助細則』新旧対照表

現 行	改 正 案
(審査) 第 2 条 機振規程第 6 条及び第 10 条の審査は、毎年度定める補助方針及び審査基準によるものとする。 2 前項の補助方針は、あらかじめ機械振興補助事業審査・評価委員会の意見を聴いた上で定めるものとする。 (経費の区分) 第 4 条 補助事業者は、機振規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、補助事業を実施するために必要な経費を次の費目に区分して処理しなければならない。 (1) 国内経費 国内経費とは、国内において支払いを必要とする経費であって、次の費目に区分するものとする。 ア 旅費 イ 物件費 ウ 事業費 エ 事務諸費 (2) 海外経費 海外経費とは、国外において支払いを必要とする経費であって、費目の区分は、国内経費に準じて行うものとする。 2 補助事業者は、前項の経費区分により処理することが困難な場合は、あらかじめ本財団の承認を得て、補助事業者の会計規程によって行うことができるものとする。 (法人格を有しない補助事業者の措置) 第 6 条 法人格を有しない補助事業者は、機振規程第 11 条第 2 項の誓約書に、3 名以上の役員又は役員の属する法人をその連帯保証人とする、様式第 1 の保証書を添付しなければならない。 2 法人格を有しない補助事業者が代表者を変更した場合は、遅滞なくその代表者の印鑑証明書及び連帯保証人の同意書を付して、本財団に届け出なければならない。 3 法人格を有しない補助事業者が連帯保証人を変更した場合は、遅滞なくその連帯保証人の保証書を付して、その旨を本財団に届け出なければならない。 (取得物件の区分) 第 7 条 補助事業者が機振規程第 19 条の規定に基づき本財団に提出する補助事業の完了報告書のうち補助事業取得物件報告書の物件の区分は、次の各号によるものとする。 (1) 土地、建物及び付属設備 (2) 構築物 (3) 機械及び装置 (4) 車両及びその他の陸上運搬具 (5) 工具、器具及び備品	(審査) 第 2 条 機振規程第 6 条及び第 10 条の審査は、毎年度定める補助方針及び審査基準によるものとする。 2 前項の補助方針は、あらかじめ機械振興補助事業審査・評価委員会が審議した結果をもとに定めるものとする。 (経費の区分) 第 4 条 補助事業者は、機振規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、補助事業を実施するために必要な経費を次の費目に区分して処理しなければならない。 (1) 国内経費 国内経費とは、国内において支払いを必要とする経費であって、次の費目に区分するものとする。 ア 旅費 イ 物件費 ウ 事業費 削る (2) 海外経費 海外経費とは、国外において支払いを必要とする経費であって、費目の区分は、国内経費に準じて行うものとする。 2 補助事業者は、前項の経費区分により処理することが困難な場合は、あらかじめ本財団の承認を得て、補助事業者の会計規程によって行うことができるものとする。 削る 削る 削る (取得物件の区分) 第 6 条 補助事業者が機振規程第 19 条の規定に基づき本財団に提出する補助事業の完了報告書のうち補助事業取得物件報告書の物件の区分は、次の各号によるものとする。 削る 削る (1) 機械及び装置 (2) 車両及びその他の陸上運搬具 (3) 工具、器具及び備品

現 行	改 正 案
<u>（6）</u> 試作品及び供試品 <u>（7）</u> その他 2 前項の補助事業取得物件報告書により報告を要する取得物件は、取得価格の単価が 5 万円以上のものとする。<u>ただし、取得物件の単価が 5 万円未満の場合であっても、本財団が必要と認めたときは、この限りでない。</u> （補助事業取得物件の管理に関する誓約書） 第 8 条 補助事業者は、本財団から機振規程第 20 条第 1 項の補助事業により取得した物件の取扱いに関する通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 1 月以内に、補助事業取得物件の管理に関し、様式第 2 の誓約書を本財団に提出しなければならない。 （名称等の変更の届出） 第 9 条 補助事業者が名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更した場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。	<u>（4）</u> 試作品及び供試品 <u>（5）</u> その他 2 前項の補助事業取得物件報告書により報告を要する取得物件は、取得価格の単価が 5 万円以上のものとする。 （補助事業取得物件の管理に関する誓約書） 第 7 条 補助事業者は、本財団から機振規程第 20 条第 1 項の補助事業により取得した物件の取扱いに関する通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 1 月以内に、補助事業取得物件の管理に関し、様式第 1 の誓約書を本財団に提出しなければならない。 （名称等の変更の届出） 第 8 条 補助事業者が名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更したときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。 附 則 この規程は、経済産業大臣認可の日から施行する。
<u>様式第 1（第 6 条関係）</u> 保 証 書 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 連帯保証人 住 所 氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印 住 所 氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印 住 所 氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名） 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」を実施するに当たって申請者（名称及び代表者氏名）が貴財団に提出した〇〇年〇〇月〇〇日付けの誓約書のとおり履行することを連帯保証します。 （注） 1 連帯保証人が法人の場合は、登記簿謄本及び印鑑証明書を添付のこと。 2 連帯保証人が法人でない場合は、印鑑証明書を添付のこと。	<u>削る</u>
<u>様式第 2（第 8 条関係）</u> 自転車等機械工業振興補助事業取得物件の管理に関する誓約書 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」により取得した物件について、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号に記載されている諸事項を遵守して管理することを誓約します。	<u>様式第 1（第 7 条関係）</u> 自転車等機械工業振興補助事業取得物件の管理に関する誓約書 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」により取得した物件について、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号に記載されている諸事項を遵守して管理することを誓約します。

■平成 22・10・22 製第 7 号

平成 22 年 10 月 26 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 大島 章宏

「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の
補助を行うための業務方法に関する規程」の一部改正に関する認可について

平成 22 年 10 月 22 日付け 22JKA 総務第 50 号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

『競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の
補助を行うための業務方法に関する規程』新旧対照表

現 行	改 正 案
第 2 章 事業の選定の基準 (補助事業者の要件) 第 4 条 補助事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件に適合しなければならない。 (1) 事業を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。 (2) <u>原則として</u>公益的団体であって法人格を有すること。 (3) 代表者の熱意、識見及び能力が信頼するに足るものであること。 (4) 補助事業者として不適当と認められる行為がなかったこと。 第 3 章 補助の方法 (事業計画及び収支予算の作成) 第 7 条 本財団は、前条の審査の結果に基づき、競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する事業計画及び収支予算を作成し、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、遅滞なく、経済産業大臣に認可を申請するものとする。 2 前項の事業計画は、あらかじめ公益事業振興補助事業審査・評価委員会の意見を聴いた上で作成する。 (補助金の交付に関する決定通知) 第 11 条 本財団は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助事業者に対し、様式第 5 の補助金交付決定通知により、事業の内容等所要の事項を通知するものとする。 2 補助事業者は、前項の通知を受けた場合は、様式第 6 の事業の実施に関する誓約書を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。 <u>3 本財団は、第 1 項の通知をした場合は、関係書類を付して経済産業大臣に届け出るものとする。</u> (補助金交付の辞退) 第 12 条 補助事業者は、前条第 1 項の通知を受けた後、やむを得ない事情により補助金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。 2 本財団は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。 <u>3 本財団は、前項の取消しを行ったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。</u>	第 2 章 事業の選定の基準 (補助事業者の要件) 第 4 条 補助事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件に適合しなければならない。 (1) 事業を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。 (2) 公益的団体であって法人格を有すること。<u>ただし、新世紀未来創造プロジェクトの対象となる事業については、この限りではない。</u> (3) 代表者の熱意、識見及び能力が信頼するに足るものであること。 (4) 補助事業者として不適当と認められる行為がなかったこと。 第 3 章 補助の方法 (事業計画及び収支予算の作成) 第 7 条 本財団は、前条の審査の結果に基づき、競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する事業計画及び収支予算を作成し、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、遅滞なく、経済産業大臣に認可を申請するものとする。 2 前項の事業計画は、あらかじめ公益事業振興補助事業審査・評価委員会が<u>審査した結果をもとに</u>作成する。 (補助金の交付に関する決定通知) 第 11 条 本財団は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助事業者に対し、様式第 5 の補助金交付決定通知により、事業の内容等所要の事項を通知するものとする。 2 補助事業者は、前項の通知を受けた場合は、様式第 6 の事業の実施に関する誓約書を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。 <u>削る</u> (補助金交付の辞退) 第 12 条 補助事業者は、前条第 1 項の通知を受けた後、やむを得ない事情により補助金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。 2 本財団は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。 <u>削る</u>

現 行	改 正 案
第 4 章 事業実施の方法 （補助事業の計画の変更等） 第 16 条 補助事業者は、補助事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第 8 の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。 <u>2 本財団は、前項の承認を行ったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。</u> （補助金の額の確定等） 第 20 条 本財団は、前条の報告を受けた場合は、その補助事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助事業により取得した物件があるときは、その管理方法についても併せて通知するものとする。 2 前項の調査は、関係書類その他必要な資料の審査により行うほか、必要があると認めるときは、本財団の役職員及び本財団が認めた者により実地に調査を行うものとする。 3 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ補助事業者に期日その他必要な事項を通知するものとする。 <u>4 本財団は、第 1 項の確定を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告するものとする。</u> 第 6 章 雑則 （補助金交付決定の取消し等） 第 30 条 本財団は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。 （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合 （2）事業を中止した場合 （3）事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合 （4）第 4 条各号の要件に適合すると認められなくなった場合 （5）第 20 条第 1 項の調査又は第 27 条第 1 項の監査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 （6）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合 （7）その他この規程又はこの規程に基づく処分に違反したと認められる場合 2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。 <u>3 本財団は、第 1 項の取消しを行ったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。</u> （公示） 第 33 条 本財団は、毎事業年度開始の 3 月前までに、当該年度の補助事業に関し、補助金交付要望書の提出先、提出期限、提出書類その他必要な事項を公示するものとする。 2 前項の公示は、<u>官報、経済産業公報及び本財団が発行する会報</u>により行う。	第 4 章 事業実施の方法 （補助事業の計画の変更等） 第 16 条 補助事業者は、補助事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第 8 の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。 <u>削る</u> （補助金の額の確定等） 第 20 条 本財団は、前条の報告を受けた場合は、その補助事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助事業により取得した物件があるときは、その管理方法についても併せて通知するものとする。 2 前項の調査は、関係書類その他必要な資料の審査により行うほか、必要があると認めるときは、本財団の役職員及び本財団が認めた者により実地に調査を行うものとする。 3 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ補助事業者に期日その他必要な事項を通知するものとする。 <u>削る</u> 第 6 章 雑則 （補助金交付決定の取消し等） 第 30 条 本財団は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。 （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合 （2）事業を中止した場合 （3）事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合 （4）第 4 条各号の要件に適合すると認められなくなった場合 （5）第 20 条第 1 項の調査又は第 27 条第 1 項の監査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 （6）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合 （7）その他この規程又はこの規程に基づく処分に違反したと認められる場合 2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。 <u>削る</u> （公示） 第 33 条 本財団は、毎事業年度開始の 3 月前までに、当該年度の補助事業に関し、補助金交付要望書の提出先、提出期限、提出書類その他必要な事項を公示するものとする。 2 前項の公示は、<u>補助対象事業の特性に応じた媒体（新聞、テレビ、本財団ホームページ等）を有効に活用して広範に周知する。</u> 附 則 この規程は、経済産業大臣認可の日から施行する。

現 行	改 正 案
様式第 1 (第 5 条関係) 競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする 事業に関する補助金交付要望書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 下記の事業を行いたいので、「競輪公益資金による体育事業その 他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に 関する規程」第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を要望します。 記 事業名 事業費総額 補助金交付要望額 補助金を必要とする理由 補助事業の概要 (別添 1) 事業者の概要 (別添 2) 当該事業に関し、他の団体に対する補助申請又は補助申請予定の有無 連絡先	様式第 1 (第 5 条関係) 競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする 事業に関する補助金交付要望書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 下記の事業を行いたいので、「競輪公益資金による体育事業その 他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に 関する規程」第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を要望します。 記 <u>1</u> 事業名 <u>2</u> 補助対象経費総額 <u>3</u> 補助金交付要望額 <u>4</u> 補助金を必要とする理由 <u>5</u> 補助事業の概要 <u>6</u> 事前計画 / 自己評価 <u>7</u> 事業者の概要 <u>8</u> 当該事業に関し、他の団体に対する補助申請又は補助申請予 定の有無 <u>9</u> 連絡先
(別添 1) ○○○補助事業の概要 1 事業の目的 2 事業の遂行に関する計画 (1) 事業の内容 (2) 実施方法及び場所 (3) 事業の実施予定表 (4) 事業成果の公表の方法 (5) 事業の完了時期 3 事業を実施する上における事業収支予算 (別表)	(削る)

現 行		改 正 案																																				
(別表) 〇〇年度〇〇〇補助事業収支予算書 1 収入の部 単位 円 <table><thead><tr><th>項 目</th><th>予 算 額</th><th>摘 要</th></tr></thead><tbody><tr><td>補 助 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己負担金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 自己負担金は、寄付金、借入金、自己資金その他に区分して予算額を記載のこと。 なお、借入金については、借入予定先及び償還方法を記載すること。 2 支出の部 単位 円 <table><thead><tr><th rowspan="2">項 目 節</th><th colspan="3">経 費</th><th rowspan="2">算出基礎</th></tr><tr><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		項 目	予 算 額	摘 要	補 助 金			自己負担金			合 計			項 目 節	経 費			算出基礎	補助金	自己負担金	計											計					(削る)	
項 目	予 算 額	摘 要																																				
補 助 金																																						
自己負担金																																						
合 計																																						
項 目 節	経 費			算出基礎																																		
	補助金	自己負担金	計																																			
計																																						
(別添 2) 事 業 者 の 概 要 1 定款又は寄附行為に定める団体の目的・事業 2 役職員及び会員の状況 3 業務概要 4 前年度における収支決算の概要 5 本要望書提出時に属する年度の収支予算の概要 6 添付書類 法人の登記簿謄本		(削る)																																				

現 行	改 正 案
様式第 3 (第 9 条関係) 競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする 事業に関する補助金交付申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって内定通知を受けた下記の事業を行いたいので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 9 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。 記 1 事業名 2 <u>事業費総額</u> 3 補助金交付申請額 4 事業の計画 (別添 1) 5 事業の収支予算 (別添 2) 6 当該事業に関し、他の団体に対する補助申請又は補助申請予定の有無 7 連絡先 8 添付書類 (別添 3)	様式第 3 (第 9 条関係) 競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする 事業に関する補助金交付申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって内定通知を受けた下記の事業を行いたいので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 9 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。 記 1 事業名 2 <u>補助対象経費総額</u> 3 補助金交付申請額 4 事業の計画 5 事業の収支予算 6 <u>事前計画 / 自己評価</u> 7 当該事業に関し、他の団体に対する補助申請又は補助申請予定の有無 8 連絡先 9 添付書類
(別添 1) 事 業 計 画 書 1 補助事業の目的 2 補助事業の遂行に関する計画 (1) 事業の内容 (2) 実施方法及び場所 (3) 事業の実施予定表 (4) 事業成果の公表の方法 (5) 事業の完了時期	(削る)

現 行		改 正 案																																																																																					
(別添 2) 〇〇年度〇〇〇補助事業収支予算書 1 収入の部 単位 円 <table><thead><tr><th>項 目</th><th>予 算 額</th><th>摘 要</th></tr></thead><tbody><tr><td>補 助 金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自己負担金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 補助金の欄は、補助金の交付申請額を記入すること 2 自己負担金の欄は、自己資金、借入金及び他からの補助金または寄付金（国庫、地方公共団体、共同募金会からの収入）の合計額を記入し、摘要欄において、財源別にその明細を記載すること。なお、借入金については、借入先及び償還方法を記載すること。 2 支出の部 単位 円 <table><thead><tr><th rowspan="2">項 目 節</th><th colspan="3">経 費</th><th rowspan="2">算出基礎</th></tr><tr><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>国内経費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>人件費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>旅 費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>物件費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事務諸費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>海外経費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>人件費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>旅 費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>物件費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事務諸費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		項 目	予 算 額	摘 要	補 助 金			自己負担金			合 計			項 目 節	経 費			算出基礎	補助金	自己負担金	計	国内経費					人件費					旅 費					物件費					事業費					事務諸費					海外経費					人件費					旅 費					物件費					事業費					事務諸費					合 計					(削る)
項 目	予 算 額	摘 要																																																																																					
補 助 金																																																																																							
自己負担金																																																																																							
合 計																																																																																							
項 目 節	経 費			算出基礎																																																																																			
	補助金	自己負担金	計																																																																																				
国内経費																																																																																							
人件費																																																																																							
旅 費																																																																																							
物件費																																																																																							
事業費																																																																																							
事務諸費																																																																																							
海外経費																																																																																							
人件費																																																																																							
旅 費																																																																																							
物件費																																																																																							
事業費																																																																																							
事務諸費																																																																																							
合 計																																																																																							
(別添 3) 1 添付書類 (1) 法人の代表者の印鑑証明書 (2) 当該事業の実施に関する機関の決議書		(削る)																																																																																					

現 行	改 正 案
様式第 6（第 11 条関係） 競輪公益資金による補助事業実施に関する誓約書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」を実施するに当たって、貴財団より前記事業の補助を受けることについては、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」、「補助事業実施に関する事務手続要領」及び「補助金の交付決定通知」（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇第〇〇号）に記載されている諸事項を遵守し実施することを誓約します。 <u>（添付書類）</u> 法人格を有しない補助事業者の代表者である場合は、補助細則第 6 条第 1 項の規定に基づき連帯保証人の保証書を添付すること。	様式第 6（第 11 条関係） 競輪公益資金による補助事業実施に関する誓約書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」を実施するに当たって、貴財団より前記事業の補助を受けることについては、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」、「補助事業実施に関する事務手続要領」及び「補助金の交付決定通知」（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇第〇〇号）に記載されている諸事項を遵守し実施することを誓約します。 <u>また、「補助事業完了報告書」と共に提出する調査報告書、研究論文等の成果物、その他貴財団に提出する一切の資料（動画・写真を含むがそれに限られない）を、貴財団が、貴財団のホームページにおいて公表するのに必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することを許諾します。</u> <u>（削る）</u>
様式第 7（第 15 条関係） 競輪公益資金による補助金の費目の流用に関する承認申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 15 条の規定に基づき、下記の理由により補助金の費目の流用をしたいので、承認を申請します。 記 1 理由 2 費目の流用に関する明細書 （新旧対照として、その積算を明らかにすること。）	様式第 7（第 15 条関係） 競輪公益資金による補助金の費目の流用に関する承認申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 15 条の規定に基づき、下記の理由により補助金の費目の流用をしたいので、承認を申請します。 記 1 理由 2 費目の流用に関する明細書 （新旧対照として、その積算を明らかにすること。）

現 行	改 正 案
様式第 8（第 16 条関係） 競輪公益資金による補助事業の計画の変更に関する承認申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり事業計画の一部を変更したいので、承認を申請します。 記 1 変更の理由 2 変更の内容（新旧対照とする。） 3 変更に係る事業の収支予算書	様式第 8（第 16 条関係） 競輪公益資金による補助事業の計画の変更に関する承認申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり事業計画の一部を変更したいので、承認を申請します。 記 1 変更の理由 2 変更の内容（新旧対照とする。） 3 変更に係る事業の収支予算書
様式第 9（第 17 条関係） 競輪公益資金による補助事業の状況に関する報告書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業の状況について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 17 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 1 事業の実施状況 (当該〇〇〇〇〇〇〇における事業の実施内容、経過とその成果とを簡明に記載する。なお、事業実施の予定と実績とを比べて遅速のある場合はその理由を記載する。) 2 物件取得状況 (当該〇〇〇〇〇〇〇において取得した機械器具（試作品を含む。）、土地、建物、構築物、原材料、図書等について、その取得年月日、金額、数量、名称、型式、製造者名等必要な事項を記載する。)	様式第 9（第 17 条関係） 競輪公益資金による補助事業の状況に関する報告書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名（名称及び代表者氏名） 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業の状況について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 17 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 1 事業の実施状況 (<u>削る</u>) 2 物件取得状況 (<u>削る</u>)

現 行	改 正 案
様式第 10 (第 19 条関係) 競輪公益資金による補助事業の完了報告書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業は、〇〇年〇〇月〇〇日完了したので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 19 条の規定に基づき、下記書類を添えて報告します。 記 1 事業の実施内容及び成果に関する報告書 (別紙 1) 2 事業の収支決算に関する報告書 (別紙 2) 3 取得物件に関する報告書 (別紙 3)	様式第 10 (第 19 条関係) 競輪公益資金による補助事業の完了報告書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業は、〇〇年〇〇月〇〇日完了したので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 19 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 1 事業の実施内容及び成果に関する報告書 2 事業の収支決算に関する報告書 3 取得物件に関する報告書 4 事前計画 / 自己評価 5 補助事業概要の広報資料
(別紙 1) 事業の実施内容及び成果に関する報告書 1 事業名 2 事業の実施経過 3 実施内容及び成果 4 事業実施に関して特許権、実用新案権等を申請又は取得したときは、その内容 5 今後予想される効果 6 本事業により作成した印刷物 (研究報告書等)	(削る)

現 行	改 正 案																																																																																																																																																																	
(別紙 2) 〇〇年度「〇〇〇〇〇〇」補助事業収支決算報告書 1 決算総括表 (イ) 収入の部 <table><thead><tr><th>項 目</th><th>予 算 額</th><th>収 入 額</th><th>増 減</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 補 助 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 自己負担金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (ロ) 支出の部 <table><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="3">最終予算額</th><th colspan="3">収 入 額</th><th colspan="3">増 減</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 支出内訳表 (イ) 決算費目別内訳 <table><thead><tr><th rowspan="3">目 節</th><th colspan="9">予算額</th><th rowspan="3">支 出 額</th><th rowspan="3">備 考</th></tr><tr><th colspan="3">原予算額</th><th colspan="3">流用増減額</th><th colspan="3">最終予算額</th></tr><tr><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th><th>補助金</th><th>自己負担金</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (ロ) 月別支出状況 <table><thead><tr><th>目 節</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>合計</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項 目	予 算 額	収 入 額	増 減	備 考	1 補 助 金					2 自己負担金					合 計					項 目	最終予算額			収 入 額			増 減			備 考	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計												合計											目 節	予算額									支 出 額	備 考	原予算額			流用増減額			最終予算額			補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計													合計												目 節	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備 考																合 計															(削る)
項 目	予 算 額	収 入 額	増 減	備 考																																																																																																																																																														
1 補 助 金																																																																																																																																																																		
2 自己負担金																																																																																																																																																																		
合 計																																																																																																																																																																		
項 目	最終予算額			収 入 額			増 減			備 考																																																																																																																																																								
	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																																		
目 節	予算額									支 出 額	備 考																																																																																																																																																							
	原予算額			流用増減額			最終予算額																																																																																																																																																											
	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																																		
目 節	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備 考																																																																																																																																																				
合 計																																																																																																																																																																		
(別紙 3) 〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業取得物件報告書 <table><thead><tr><th>物件の区分</th><th>品 名</th><th>数 量</th><th>単 価</th><th>金 額</th><th>製造年月日</th><th>製造所名</th><th>取得年月日</th><th>購入先</th><th>製造・型式・仕様</th><th>所在場所</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記入上の注意) 1 物件の区分は補助細則による。 2 単価及び金額の欄には物件の購入価格を記入するものとするが、補助事業者において製作したものについては直接製造に要した経費を記入するものとする。 3 製造・型式・仕様の欄には機械等の構造機能、仕様の概要及び附属品、附属工具等の品目数量を記入するものとするが、一般市販品は型式及び製品番号等を記入する。	物件の区分	品 名	数 量	単 価	金 額	製造年月日	製造所名	取得年月日	購入先	製造・型式・仕様	所在場所																																																																																																				(削る)																																																			
物件の区分	品 名	数 量	単 価	金 額	製造年月日	製造所名	取得年月日	購入先	製造・型式・仕様	所在場所																																																																																																																																																								

現 行	改 正 案
様式第 11 (第 22 条関係) 競輪公益資金による補助金の精算払申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり精算払の方法により補助金の支払を申請します。 記 1 補助金支払申請額 2 補助金の支払の対象となるもの (注) 証拠書類の写しを添付すること。	様式第 11 (第 22 条関係) 競輪公益資金による補助金の精算払申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり精算払の方法により補助金の支払を申請します。 記 1 補助金支払申請額 2 補助金の支払の対象となるもの (注) 証拠書類の写しを添付すること。
様式第 12 (第 22 条関係) 競輪公益資金による補助金の分割払 (前金払) 申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇」 上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 22 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり分割払 (前金払) の方法により補助金の支払を申請します。 記 1 補助金支払申請額 2 補助金の支払の対象となるもの 3 補助金の分割払又は前金払を必要とする理由及び経費明細書等必要な書類	様式第 12 (第 22 条関係) 競輪公益資金による補助金の分割払 (前金払) 申請書 番 号 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇補助事業」 上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 22 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり分割払 (前金払) の方法により補助金の支払を申請します。 記 1 補助金支払申請額 2 補助金の支払の対象となるもの 3 補助金の分割払又は前金払を必要とする理由及び経費明細書等必要な書類

■平成 22・10・22 製第 8 号

平成 22 年 10 月 26 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 大畠 章宏

「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする
事業に関する補助細則」の一部改正に関する認可について

平成 22 年 10 月 22 日付け 22JKA 総務第 51 号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

『競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則』新旧対照表

現 行	改 正 案
(審査)	(審査)
第 2 条 競輪公益規程第 6 条及び第 10 条の審査は、毎年度定める補助方針及び審査基準によるものとする。	第 2 条 競輪公益規程第 6 条及び第 10 条の審査は、毎年度定める補助方針及び審査基準によるものとする。
2 前項の補助方針は、あらかじめ公益事業振興補助事業審査・評価委員会の意見を聴いた上で定めるものとする。	2 前項の補助方針は、あらかじめ公益事業振興補助事業審査・評価委員会が審議した結果をもとに定めるものとする。
(経費の区分)	(経費の区分)
第 4 条 補助事業者は、競輪公益規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、補助事業を実施するために必要な経費を次の費目に区分して処理しなければならない。	第 4 条 補助事業者は、競輪公益規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、補助事業を実施するために必要な経費を次の費目に区分して処理しなければならない。
(1) 事業費	(1) 国内経費 国内経費とは、国内において支払いを必要とする経費であつて、次の費目に区分するものとする。 ア 旅費 イ 物件費 ウ 事業費
(2) 物件費	(2) 海外経費 海外経費とは、国外において支払いを必要とする経費であつて、費目の区分は、国内経費に準じて行うものとする。
(法人格を有しない補助事業者の措置)	2 補助事業者は、前項の経費区分により処理することが困難な場合は、あらかじめ本財団の承認を得て、補助事業者の会計規程によって行うことができるものとする。
第 6 条 法人格を有しない補助事業者は、競輪公益規程第 11 条第 2 項の誓約書に、3 名以上の役員又は役員の属する法人をその連帯保証人とする、様式第 1 の保証書を添付しなければならない。	削る
2 法人格を有しない補助事業者が代表者を変更した場合は、遅滞なくその代表者の印鑑証明書及び連帯保証人の同意書を付して、本財団に届け出なければならない。	削る
3 法人格を有しない補助事業者が連帯保証人を変更した場合は、遅滞なくその連帯保証人の保証書を付して、その旨を本財団に届け出なければならない。	削る
(取得物件の区分)	(取得物件の区分)
第 7 条 補助事業者が競輪公益規程第 19 条の規定に基づき本財団に提出する補助事業の完了報告書のうち補助事業取得物件報告書の物件の区分は、次の各号によるものとする。	第 6 条 補助事業者が競輪公益規程第 19 条の規定に基づき本財団に提出する補助事業の完了報告書のうち補助事業取得物件報告書の物件の区分は、次の各号によるものとする。
(1) 土地、建物及び附属設備	(1) 建物及び附属設備
(2) 構築物	(2) 構築物
(3) 機械及び装置	(3) 機械及び装置
(4) 車両その他陸上運搬具	(4) 車両その他陸上運搬具
(5) 工具、器具及び備品	(5) 工具、器具及び備品
(6) 試作品及び供試品	(6) 試作品及び供試品

現 行	改 正 案
(7) その他 2 前項の補助事業取得物件報告書により報告を要する取得物件は、取得価格の単価が5万円以上のものとする。<u>ただし、取得物件の単価が5万円未満の場合であっても、本財団が必要と認めたときは、この限りでない。</u> (補助事業取得物件の管理に関する誓約書) 第8条 補助事業者は、本財団から競輪公益規程第20条第1項の補助事業により取得した物件の取扱いに関する通知を受けたときは、当該通知を受けた日から1月以内に、補助事業取得物件の管理に関し、様式第<u>2</u>の誓約書を本財団に提出しなければならない。 (名称等の変更の届出) 第9条 補助事業者が名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更したときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。	(7) その他 2 前項の補助事業取得物件報告書により報告を要する取得物件は、取得価格の単価が5万円以上のものとする。 (補助事業取得物件の管理に関する誓約書) 第7条 補助事業者は、本財団から競輪公益規程第20条第1項の補助事業により取得した物件の取扱いに関する通知を受けたときは、当該通知を受けた日から1月以内に、補助事業取得物件の管理に関し、様式第<u>1</u>の誓約書を本財団に提出しなければならない。 (名称等の変更の届出) 第8条 補助事業者が名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更したときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。 附 則 この規程は、経済産業大臣認可の日から施行する。
様式第1 (第6条関係) 保 証 書 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 連帯保証人 住 所 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 印 住 所 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 印 住 所 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」を実施するに当たって申請者 (名称及び代表者氏名) が貴財団に提出した〇〇年〇〇月〇〇日付けの誓約書のとおり履行することを連帯保証します。 (注) 1 連帯保証人が法人の場合は、登記簿謄本及び印鑑証明書を添付のこと。 2 連帯保証人が法人でない場合は、印鑑証明書を添付のこと。	削る
様式第2 (第8条関係) 競輪公益資金による補助事業取得物件の管理に関する誓約書 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」により取得した物件について、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号に記載されている諸事項を遵守して管理することを誓約します。	様式第1 (第7条関係) 競輪公益資金による補助事業取得物件の管理に関する誓約書 年 月 日 財団法人 J K A 会長 殿 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名) 印 「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」により取得した物件について、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号に記載されている諸事項を遵守して管理することを誓約します。

選 手

登録事項の変更

(22JKA 指導第 1 号の 4 平成 22 年 10 月 29 日)

県内移動（6 名） 適用日 平成 22 年 10 月 27 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
13033	川端 大輔	13601	工藤 政志
13672	三上 隆幸	13770	宮下 潤
14018	内藤 秀久	14138	山下 渡

同

(22JKA 指導第 1 号の 5 平成 22 年 11 月 5 日)

県内移動（5 名） 適用日 平成 22 年 11 月 3 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
13081	阿部 俊二	13649	菅原 啓二
13994	杉山 悠也	14187	大西 祐
14334	高倉 俊宏		

氏名変更（1 名） 適用日 平成 22 年 11 月 3 日

登録番号	新氏名	旧氏名
14384	佐藤 龍二	早野 龍二

同

(22JKA 指導第 1 号の 6 平成 22 年 11 月 12 日)

県外移動（1 名） 適用日 平成 22 年 11 月 8 日

登録番号	氏名
14543	栗駒 匡樹

県内移動（6 名） 適用日 平成 22 年 11 月 10 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
14378	加賀山 淳	14403	櫻井 太士
14728	三好恵一郎	14756	中地 麻人
14770	中村 伊裕	14780	古川 大輔

同

(22JKA 指導第 1 号の 7 平成 22 年 11 月 19 日)

県外移動（1 名） 適用日 平成 22 年 11 月 15 日

登録番号	氏名
14094	有馬 雄二

県内移動（7 名） 適用日 平成 22 年 11 月 17 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
13841	平原 康多	14089	浅井 康太
14090	竹澤 浩司	14112	小川 勇介
14474	山崎 晃	14739	里見 恒平
14762	辻本 達矢		

登録消除

(22JKA 指導第 1 号の 7 平成 22 年 11 月 19 日)

(1 名) 登録消除日 平成 22 年 11 月 11 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
千葉	9772	14634	A2	飯沼 朗

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

特別昇班

(22JKA 指導第 1 号の 4 平成 22 年 10 月 29 日)

(1 名)

14512 長井 妙樹（東京） 96 期 22 才					
新級班	昇班適用日	適用期	達成までの優勝記録		
A2	H22.10.25	22 年後期 → 23 年後期	10/3～10/5 静岡 1.1.①	10/13～10/15 立川 1.1.①	10/22～10/24 取手 1.1.①

登録更新

(22JKA 指導第 1 号の 5 平成 22 年 11 月 5 日)

(74 名) 登録更新日 平成 22 年 11 月 1 日

地区	府県	登録番号	氏 名
北日本	北海道	14423	石井 啓午
	〃	14424	大澤 哉太
	〃	14425	前川 裕希
	〃	14426	藪下 直輝
	青森	14427	佐藤 和也
	〃	14428	鹿内 翔
	〃	14429	千澤 大輔
	〃	14430	橋本 祐司
	岩手	14431	田畑 英行
	宮城	14432	相澤 恵一
	〃	14433	長田 彰人
	秋田	14434	山崎 功也
	福島	14435	伊藤 勝太
	〃	14436	上田 栄蔵
	〃	14437	玉木 英典

北日本	福島	14438	緑川 修平	近畿	大阪	14480	町田 貴章
	〃	14439	山崎 司		兵庫	14481	徳丸 泰教
	〃	14440	渡邊 正光		〃	14482	松本 琢也
関東	茨城	14441	芦澤 辰弘		〃	14483	竜門 孝宗
	〃	14442	雲藤 梓	中国	岡山	14484	河端 朋之
	〃	14443	堀内 昇		〃	14485	田中 勇二
	栃木	14444	星野 辰也		広島	14486	大瀬戸潤一郎
	群馬	14445	伊東 拓也		〃	14487	才迫 勇馬
	〃	14446	菅藤 智	四国	徳島	14488	塩浦 達郎
	〃	14447	三木 翔太	九州	福岡	14489	高鍋 邦彰
	埼玉	14448	相川 永伍		〃	14490	永田 隼一
	〃	14449	片折 勇輝		〃	14491	藤崎 優輝
	〃	14450	金子 哲大		佐賀	14492	飯塚 隼人
	〃	14451	武藤 篤弘		長崎	14493	阪本 大志
	東京	14452	長井 優斗		大分	14494	山崎 翼
	〃	14453	高森 旭二		宮崎	14495	下沖 功児
	長野	14454	上原 龍				
南関東	千葉	14455	小野 裕次	出場あっせん停止			
	〃	14456	亀井 久幸	「競輪に係る業務の方法に関する規程」に基づき、下記のとおりに決定しました。			
	〃	14457	北野 良栄	(22JKA 指導第 15 号 平成 22 年 10 月 27 日)			
	〃	14458	近藤 保	(1 名)			
	〃	14459	根藤 浩二				
	〃	14460	矢口 大樹				
	〃	14461	山中 秀將				
	神奈川	8859	成田 昇				
	〃	14462	小原 太樹				
	〃	14463	久保 将史				
	〃	14464	中西 司				
	〃	14465	村上 直久				
	静岡	14466	二藤 元太				
中部	愛知	14467	伊藤 隼人	先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消			
	〃	14468	城木 健治	(22JKA 指導第 1 号の 4 平成 22 年 10 月 29 日)			
	〃	14469	田中 星吾	認定 (17 名) 認定年月日 平成 22 年 11 月 1 日			
	岐阜	14470	板橋 慎治				
	〃	14471	笹山 優				
	三重	14472	坂口 晃輔				
	富山	14473	重倉 高史				
	石川	14474	山崎 晃				
近畿	福井	14475	高間 悠平	府県	認定番号	登録番号	氏 名
	滋賀	14476	乾 庄平	福島	19033	12341	鈴木 健一
	〃	14477	白上 翔	〃	19034	13831	前島 宏至
	京都	14478	内山 貴裕	〃	19035	13999	小林 孝文
	〃	14479	金子 浩貴	〃	19036	14137	房州 輝也
				〃	19037	14356	佐藤 一伸
				茨城	19038	13390	小堀 剛
				〃	19039	14003	須賀 和彦
				栃木	19040	10386	福田 陽生
				〃	19041	13014	江連 和洋
				埼玉	19042	13934	山中 孝一
				東京	19043	10997	南雲 孝之

出場あっせん停止

「競輪に係る業務の方法に関する規程」に基づき、下記のとおりに決定しました。

(22JKA 指導第 15 号 平成 22 年 10 月 27 日)

(1 名)

級班	府県	番号	氏名	あっせん停止期間	適 条
A3	千葉	13698	橘 慶一郎	あっせん停止 12 ヶ月 平成 22 年 11 月 1 日～ 平成 23 年 10 月 31 日	業務規程 第 135 条 第 1 項 第 12 号

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消

(22JKA 指導第 1 号の 4 平成 22 年 10 月 29 日)

認定 (17 名) 認定年月日 平成 22 年 11 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
福島	19033	12341	鈴木 健一
〃	19034	13831	前島 宏至
〃	19035	13999	小林 孝文
〃	19036	14137	房州 輝也
〃	19037	14356	佐藤 一伸
茨城	19038	13390	小堀 剛
〃	19039	14003	須賀 和彦
栃木	19040	10386	福田 陽生
〃	19041	13014	江連 和洋
埼玉	19042	13934	山中 孝一
東京	19043	10997	南雲 孝之

長野	19044	9961	藤本 達也
三重	19045	14538	村田 洋剛
福井	19046	14475	高間 悠平
徳島	19047	13804	湊 聖二
福岡	19048	13146	八谷 誠賢
熊本	19049	13154	瀬口慶一郎

認定更新 (166 名) 更新年月日 平成 22 年 11 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
北海道	11748	11209	川口 輝明
〃	14778	12931	竹村 政明
宮城	18578	9833	佐藤 義則
〃	18581	13605	白木 正彦
秋田	13062	11966	安藤 竜一
〃	17461	12064	有坂 直樹
〃	14780	12859	三浦 修
福島	18586	10599	大竹 洋
〃	18587	10845	井澤 一平
栃木	11764	11347	渡邊 藤男
〃	15515	13314	鈴木 宏章
群馬	14781	11672	栗田 弘一
〃	14782	11673	島田 裕二
〃	18148	13400	稲村 好将
埼玉	16116	9380	伊藤 公人
〃	17465	10858	相場 聖二
〃	17466	11118	柳原 泰
〃	16117	11238	福井 栄治
〃	16123	12503	加藤 雅人
〃	16766	12571	酒井 実
〃	17467	12572	関 靖夫
〃	18594	13177	藤原拓世史
〃	16126	13242	尾崎 剛
〃	16128	13317	津久井 隆
〃	16130	13405	宮下 貴之
東京	12428	9862	飯田 義広
〃	18593	10183	高橋 洋一
〃	18149	11589	鈴木 真仁
新潟	17471	12430	松田 桂一
〃	17472	13247	池端 将巳
千葉	14798	10295	梅原 宏
〃	14802	10631	高澤 淳一
〃	17474	11005	皆藤 直弘
〃	14803	11130	大坪 義和

千葉	14804	11133	吉野 直樹
〃	17476	11360	進藤 浩行
〃	17477	12085	今井 義清
〃	17478	12086	斉藤 恭
〃	17479	12087	瀬尾 義弘
〃	17480	12361	吉川 和廣
〃	14807	12432	石井 孝
〃	17481	12728	飯田 辰哉
〃	17482	12958	川名 剛
〃	15524	12959	平沢 正治
〃	15526	13027	戸ノ下太郎
〃	15527	13029	藤田 晃英
〃	16136	13106	赤井 学
〃	15528	13107	鶴岡 孝之
〃	16771	13183	坂木田雄介
〃	16772	13465	春日 勇人
〃	16773	13694	浅野 徹
〃	16774	13695	岡本 英之
〃	18150	13764	石井 秀治
〃	17485	13851	和田健太郎
〃	18151	13935	石橋 伸和
〃	18152	13940	宮内 貴司
〃	18622	14081	田中 晴基
愛知	9151	9424	石川 浩史
〃	18153	11620	本村 讓治
〃	16138	12208	鰐淵 正利
〃	18154	12591	一丸 安貴
岐阜	16776	9301	中嶋 直人
三重	17486	10712	萩原 操
〃	17487	11915	日紫喜修司
〃	13073	12113	廣田 浩
〃	17488	13481	矢部 和彦
富山	16139	10771	岡田 和義
〃	18595	12743	熊無 俊一
〃	16140	13483	宮越 孝治
石川	17490	11817	有賀 高士
〃	16141	13484	北野 大暁
〃	18156	13870	鈴木 隆広
福井	17491	11820	橋 州智
〃	17492	12288	濱野 雅樹
〃	18155	13786	木村 高士
〃	18575	14249	鷲田 幸司
滋賀	9811	9564	加奈川英三

滋賀	17493	10445	三谷 典正	徳島	17526	12987	堤 洋
京都	17495	12524	西岡 一哉	〃	18160	13061	小磯 知也
〃	17496	13580	河村 章憲	〃	17527	13140	小倉 竜二
奈良	14809	13050	森田 誠	〃	17528	13505	住村 実
和歌山	16779	13729	堺 文人	〃	17529	13589	佐竹 和也
大阪	17497	10550	櫻井 邦彦	〃	17530	13739	石山 直哉
〃	16781	11038	山下 豊彦	高知	17531	11537	野本 順三
〃	17498	11634	中澤 央治	〃	18596	11651	中島 茂雄
〃	17499	13131	藤野 一良	〃	17533	11735	濱田 光識
〃	16142	13285	吉川 悟	〃	17534	11847	赤松 誠一
〃	16143	13342	奥中 竜之	〃	17535	12042	山原 利秀
〃	17500	13795	井上 将志	愛媛	9831	9807	越智 祥泰
岡山	16782	9573	市原 一幸	〃	16144	13508	曾我部 匡史
〃	17501	9575	近藤 博信	〃	16145	13509	明星 晴道
〃	17502	10007	山口 俊哉	〃	17537	13967	岡本 大嗣
〃	9825	10009	松原 秀史	福岡	18598	10569	久富 久貴
〃	17503	11302	前原 雄大	〃	18163	12390	坂本 明久
〃	17504	11417	小川 巧	〃	17549	12992	吉良 勝信
〃	13662	12298	星島 太	〃	18165	13067	池田 英樹
〃	13663	12380	近藤 修康	〃	17550	13070	高木 和仁
〃	14227	12462	杉原 純一	〃	17552	13659	高比良 豪
〃	14228	12534	川崎浩一郎	〃	18167	13660	徳吉 広紀
〃	14229	12607	伊加 哲也	〃	16800	13810	良永 浩一
〃	17505	12755	曾根 好久	〃	18604	13971	内山 拓
〃	17506	13585	澤住 直行	〃	18603	14264	松尾信太郎
〃	18158	13963	柏野 智典	佐賀	16801	8304	西村 康博
広島	17507	10408	奥田 稔彦	〃	13670	10577	佐々木浩三
〃	17508	11421	大久保義郎	〃	17553	11954	山下 忍
〃	17509	11645	吉岡 裕二	〃	17554	12626	原 司
〃	16788	11729	新田 義男	〃	16803	13812	草場 悠輔
〃	16789	11839	藤倉 正敏	〃	17555	13972	富永 昌久
〃	17511	12384	中川 政晴	長崎	17558	11074	田中 浩仁
山口	16790	11052	中村 俊治	大分	18171	11661	後藤 太
〃	17512	13355	桑原 大志	〃	18172	12397	土井 勉
香川	17514	10224	合田 浩久	〃	18174	13148	小野 俊之
〃	13665	12473	清水 邦章	〃	18175	13149	草野 敏章
〃	17520	13217	佐々木英之	〃	18176	13151	山本 崇志
〃	16793	13357	近藤 誠二	〃	16804	13816	二宮 司
〃	17521	13358	行成 大祐	〃	16805	13817	吉川 裕二
徳島	17522	11060	中山 益広	〃	18178	14116	安東 宏高
〃	11777	11312	村上 政信	熊本	17566	11078	藏野 圭一
〃	17523	11946	森 理	〃	18601	11450	藤村 照彦
〃	17525	12700	山田 耕司	〃	17569	12054	磯田 義則

熊本	17572	12782	米丸 俊成
〃	18602	13225	江浦 憲誠
〃	16806	13299	五十嵐博一

認定抹消 (19 名) 抹消年月日 平成 22 年 11 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
宮城	18577	9247	岡田 富夫
〃	18576	11211	秋藤 徳雄
〃	18580	13085	吉田 雄三
〃	18582	13606	細川 陽介
〃	18583	13753	阿部 晃
〃	18584	13988	阿部 英光
福島	18585	9735	森 人志
〃	18588	11772	大沼 修
〃	18589	12789	大河内鉄矢
〃	18590	13536	皆川 淳
千葉	17475	11129	石井 敬一
〃	17484	13848	坂西 佑介
神奈川	14808	12874	田中 時忠
静岡	16121	11876	高野 淳一
滋賀	17494	11823	北川 智博
岡山	14230	12609	橘 勇
徳島	17524	12311	山本幸二郎
福岡	14241	12622	堺 和之
〃	18164	12846	大石 敏弘

先頭誘導選手の認定取消

(22JKA 指導第 1 号の 4 平成 22 年 10 月 29 日)
(1 名) = あっせん停止

登録番号	選手名	府県	認定番号	認定取消日	再認定可能日
13698	橘 慶一郎	千葉	16775	平成 22 年 11 月 1 日	平成 25 年 11 月 1 日

審判員

登録事項の変更

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づき、登録事項の変更をしました。

(平成 22 年 11 月 10 日)

氏名変更 (1 名) 適用日 平成 22 年 11 月 10 日

所属	登録番号	新氏名	旧氏名
JKA	4833	馬場 美保	鈴木 美保

住所変更 (1 名) 適用日 平成 22 年 11 月 10 日

所属	登録番号	氏 名
JKA	4833	馬場 美保

登録消除

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づき、下記のとおり登録を消除しました。

(22JKA 競運第 67 号 平成 22 年 10 月 13 日)

(1 名)

地区	登録番号	認定番号	氏名	消除日	適用条項
近畿	3273	B-96	松本 義昭	平成 22 年 10 月 8 日	登録規則第 13 条第 1 号

同

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づき、下記のとおり登録を消除しました。

(22JKA 競運第 72 号 平成 22 年 11 月 2 日)

(3 名)

地区	登録番号	認定番号	氏名	消除日	適用条項
本部	3518	B-241	金持 隆明	平成 22 年 10 月 27 日	登録規則第 13 条第 1 号
本部	3803	B-246	横森 清好	平成 22 年 10 月 27 日	登録規則第 13 条第 1 号
本部	4699	B-833	小森 清敬	平成 22 年 10 月 27 日	登録規則第 13 条第 1 号

検車員

認定証記載事項の変更

「競輪検車員認定に関する要領」9 に基づき、下記の通り認定証記載事項の変更をしました。

(平成 22 年 11 月 18 日)

氏名変更 (1 名) 適用日 平成 22 年 11 月 18 日

所属	登録番号	新氏名	旧氏名
JKA	1589	馬場 美保	鈴木 美保

認定取消

「競輪検車員認定に関する要領」に基づき、下記のとおり認定を取消しました。

(22JKA 競運第 6 号の 9 平成 22 年 10 月 27 日)

(3 名)

認定番号	氏名	認定取消日	適用
311	金持 隆明	平成 22 年 10 月 27 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)
337	横森 清好	平成 22 年 10 月 27 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)
1439	小森 清敬	平成 22 年 10 月 27 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)

同

「競輪検車員認定に関する要領」に基づき、下記のとおり認定を取消しました。

(22JKA 競運第 6 号の 10 平成 22 年 11 月 18 日)

(1 名)

認定番号	氏名	認定取消日	適用
1469	須田 幸雄	平成 22 年 11 月 18 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)

自 転 車

登録更新

下記のとおり本財団登録自転車の登録を更新しました。

(22JKA 競運第 70 号 平成 22 年 10 月 27 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 206 号	ばらもん (Baramon)	自転車工房ばらもん 代表 小玉 正夫 福岡県久留米市荒木町白口 2504-4	昭和 58 年 11 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車

(ラグ付きフレームのみの製造とする)

3. 登録有効期間

平成 22 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで

ばらもん



ーヘッドマークー



仕様の追加

下記のとおり仕様を追加しました。

(22JKA 競運第 75 号 平成 22 年 11 月 19 日)

1. 登録番号及び商標

第 204 号 プロトン

2. 製造業者住所氏名

岡山県岡山市中区桑野 525 番地 109

有限会社下森製作所

代表取締役 下森 久壽男

3. 登録有効期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで

4. 追加事項

①前ホークつめ オリジナル 2 (9mm)

②後つめ オリジナル 2 (8mm 及び 10mm)

5. 追加日

平成 22 年 11 月 19 日

あっせん

平成 22 年 11 月競輪出場あっせん状況

- 開催状況 (11 月あっせん対象節数)

G Ⅲ	4 競輪場	4 節
	(函館、川崎、一宮、松阪)	
F Ⅰ	23 競輪場	25 節
	(平、取手、宇都宮、西武園、京王閣、立川、松戸、川崎、伊東、岐阜、大垣、富山、福井、向日町、岸和田、広島、玉野、高松、松山、高知、小倉、久留米、熊本)	
F Ⅱ	30 競輪場	43 節
- 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)

S 級	1,746 人
A 級 1・2 班	4,059 人
A 級 3 班	1,935 人
合 計	7,740 人
- 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数

S 級	2.08 回
A 級 1・2 班	2.38 回
A 級 3 班	2.68 回
- あっせん選手の交流について
 実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については中部・四国地区が高く、A 級については中部・近畿・四国地区が高かった。
 このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行なった。

平成 22 年 11 月開催出場あっせん概況表

平成 22 年 10 月 6 日

区分	級 班	S 級	A 級	合計
総 人 員		844	2,547	3,391
非 実 働 人 員		5	125	130
実 働 人 員		839	2,422	3,261
あ っ せ ん 回 数 別 人 員	0 回	5	125	130
	1 回	7	1	8
	2 回	757	1,270	2,027
	3 回	75	1,151	1,226
あっせん総数		1,746	5,994	7,740
一人当たり平均		2.08	2.47	2.37

※あっせん本数に参入しない部分の依頼数を除く

開催状況

- | | | |
|-----|---|--------|
| G Ⅲ | 函館、川崎、一宮、松阪 | (4 節) |
| F Ⅰ | 平、取手、宇都宮、西武園、京王閣、立川、松戸、川崎、伊東、岐阜、大垣、富山、福井、向日町、岸和田、広島、玉野、高松、松山、高知、小倉、久留米、熊本 | (25 節) |
| F Ⅱ | 30 競輪場 | (43 節) |

合計 72 節

平成 22 年 11 月開催競輪選手需給状況表

平成 22 年 10 月 6 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	207	97	2.13	108	190	0.57	0	83	0.00	108	273	0.40
関 東	270	162	1.67	774	343	2.26	360	179	2.01	1,134	522	2.17
南関東	261	137	1.91	666	272	2.45	360	101	3.56	1,026	373	2.75
中 部	414	114	3.63	594	155	3.83	270	65	4.15	864	220	3.93
近 畿	162	102	1.59	603	205	2.94	315	86	3.66	918	291	3.15
中 国	108	56	1.93	297	152	1.95	135	53	2.55	432	205	2.11
四 国	162	54	3.00	414	148	2.80	180	48	3.75	594	196	3.03
九 州	162	117	1.38	603	235	2.57	315	107	2.94	918	342	2.68
全国計	1,746	839	2.08	4,059	1,700	2.38	1,935	722	2.68	5,994	2,422	2.47
一人当たり平均 あっせん回数	2.08 回			2.38 回			2.68 回			2.47 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
 なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成 22 年 12 月競輪出場あっせん計画

1. 開催状況 (12 月あっせん対象節数)

G P	1 競輪場 (立川)	0 節
G I	2 競輪場 (小倉、立川)	1 節
G II	1 競輪場 (立川)	0 節
G III	3 競輪場 (伊東、広島、佐世保)	3 節
F I	21 競輪場 (平、前橋、宇都宮、西武園、立川、千葉、平塚、小田原、静岡、名古屋、大垣、松阪、奈良、和歌山、岸和田、防府、観音寺、松山、小松島、小倉、武雄)	23 節
F II	34 競輪場	44 節

2. 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)

S 級	1,683 人
A 級 1・2 班	3,960 人
A 級 3 班	1,863 人
合 計	7,506 人

※一部開催 (F II 13 節) において A 級 3 班戦の概定番組を 4 レース制で実施。

3. 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数

S 級	2.00 回
A 級 1・2 班	2.33 回
A 級 3 班	2.58 回

4. あっせん選手の交流について

実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については四国・九州地区が高く、A 級については中部・四国地区が高い。

このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。

登録・認定数等

平成 22 年 11 月 1 日

項 目	現在数	摘 要	
登録選手数	3,385 名	S 級 842 名	A 級 2,543 名
		SS 18	A 1 859
		S 1 271 2 553	2 855 3 829
先頭誘導 選 手 数	2,434 名		
審 判 員 数	780 名		
検 車 員 数	832 名		

平成 22 年 12 月開催競輪選手需給計画表

平成 22 年 10 月 6 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	54	98	0.55	117	189	0.62	45	83	0.54	162	272	0.60
関 東	252	160	1.58	666	344	1.94	333	179	1.86	999	523	1.91
南関東	315	136	2.32	657	271	2.42	297	101	2.94	954	372	2.56
中 部	216	115	1.88	783	154	5.08	378	65	5.82	1,161	219	5.30
近 畿	162	103	1.57	540	205	2.63	270	85	3.18	810	290	2.79
中 国	153	55	2.78	243	152	1.60	135	53	2.55	378	205	1.84
四 国	162	54	3.00	477	149	3.20	207	48	4.31	684	197	3.47
九 州	369	117	3.15	477	234	2.04	198	106	1.87	675	340	1.99
全国計	1,683	838	2.00	3,960	1,698	2.33	1,863	720	2.58	5,823	2,418	2.40
一人当たり平均 あっせん回数	2.00 回			2.33 回			2.58 回			2.40 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

車券売上状況

(平成22年10月分)

競輪場名	車券売上額(円)			利用者数 (人)	開催 日数	利用者 一人平均 購買額	平成22年度累計(4月～10月)			
	合計	場外	電話投票				車券売上額	場外	利用者数	開催 日数
函館	1,232,739,300	488,776,400	687,053,500	229,979	9	5,360	14,348,053,900	8,491,809,700	2,044,292	58
青森	782,865,100	481,752,300	210,334,200	117,697	9	6,652	11,410,445,100	8,476,459,700	1,406,198	58
いわき平	394,442,700	148,006,400	204,492,800	65,925	3	5,983	15,631,230,900	11,416,040,700	1,431,324	29
弥彦	1,226,686,800	914,726,900	218,739,500	181,420	9	6,762	12,237,059,000	9,266,192,500	1,390,594	52
前橋	272,637,500	139,174,400	79,450,300	66,439	3	4,104	15,199,092,800	11,420,731,000	1,426,204	31
取手	266,336,000	104,735,200	68,928,100	49,591	3	5,371	10,275,170,600	7,316,327,500	1,082,131	31
宇都宮	1,350,751,600	897,302,000	226,279,500	156,603	6	8,625	13,841,284,400	9,997,954,100	1,232,824	31
大宮	307,805,000	74,272,800	65,890,700	45,182	3	6,813	4,614,877,400	1,902,230,700	581,036	30
西武園	179,675,600	70,571,500	54,401,700	32,295	2	5,564	11,602,920,000	8,232,976,000	1,139,683	30
京王閣	1,240,301,800	459,661,400	541,916,700	185,893	6	6,672	13,148,624,400	8,147,269,200	1,518,155	31
立川	1,226,757,300	659,101,400	223,650,400	170,699	6	7,187	7,075,259,900	3,696,382,600	925,596	33
松戸	909,665,100	270,520,800	415,536,500	147,596	6	6,163	6,270,689,200	1,892,572,400	966,829	33
千葉	6,686,484,500	5,651,044,000	864,147,500	606,974	4	11,220	9,690,572,000	7,273,814,400	1,053,737	31
川崎	555,634,100	208,953,900	207,526,900	83,397	3	6,663	12,404,227,800	7,468,375,400	1,392,118	31
平塚	1,490,300,300	454,536,900	593,485,600	249,817	6	5,966	15,275,792,700	8,510,905,300	1,879,121	34
小田原	436,896,000	157,706,800	89,416,500	52,145	3	8,378	10,311,580,000	6,725,473,900	999,724	31
伊東温泉	932,466,200	580,503,800	212,834,200	120,255	6	7,754	4,785,977,800	2,590,918,300	689,040	36
静岡	254,564,100	0	65,936,100	28,608	3	8,898	13,046,329,300	8,691,429,800	1,161,043	30
一宮	445,524,600	90,762,600	136,383,800	62,953	6	7,077	2,810,190,600	519,997,600	377,537	33
名古屋	131,945,200	0	39,883,600	20,666	3	6,385	3,070,396,800	717,115,700	396,483	34
岐阜	322,048,500	14,218,300	100,836,100	45,861	6	7,621	8,763,572,600	5,933,079,800	846,379	31
大垣	398,875,300	214,418,400	98,555,100	46,513	3	8,576	8,757,559,600	6,317,406,100	851,712	34
豊橋	0	0	0	0	0	0	8,729,056,500	6,645,249,300	859,202	31
富山	926,497,600	468,320,800	218,269,200	125,887	8	7,360	11,144,835,700	8,054,308,500	1,020,384	48
松阪	69,771,300	29,068,400	15,705,000	11,585	3	6,023	1,646,980,700	902,949,400	220,904	27
四日市	715,772,000	190,778,900	375,763,000	113,505	6	6,306	10,428,711,400	6,826,727,100	1,178,169	28
福井	5,862,292,800	4,781,239,300	870,532,000	515,471	6	11,373	9,734,768,500	7,121,817,600	968,824	40
大津びわこ	443,445,700	160,257,000	162,158,100	71,800	6	6,176	13,151,350,600	9,670,789,900	1,189,068	34
奈良	9,711,349,500	8,004,994,600	1,407,100,200	770,154	4	12,610	11,944,926,000	9,058,131,700	1,080,486	31
京都向日町	212,589,500	42,746,600	63,637,900	37,674	6	5,643	3,482,894,300	1,596,216,100	430,215	36
和歌山	498,357,800	324,906,200	96,157,100	63,909	3	7,798	2,350,770,900	1,245,841,200	296,189	30
岸和田	129,828,000	25,484,400	33,283,300	22,694	3	5,721	3,139,612,700	1,438,828,600	408,967	33
玉野	630,175,100	444,667,600	93,547,600	74,825	6	8,422	2,792,592,200	1,735,639,300	345,297	36
広島	483,449,000	313,353,300	88,299,200	59,900	3	8,071	2,192,190,200	997,173,400	282,530	30
防府	396,951,600	239,292,000	101,499,400	57,199	6	6,940	8,323,367,400	6,646,796,100	817,882	34
高松	556,965,400	309,765,200	94,270,800	66,632	6	8,359	2,003,857,500	947,963,800	229,035	27
観音寺	3,274,391,800	2,726,704,300	464,399,300	286,014	5	11,448	4,358,266,400	3,326,685,200	448,213	23
小松島	457,255,400	248,846,300	119,956,800	58,243	9	7,851	11,088,494,100	8,736,938,100	935,748	37
高知	93,034,200	22,932,600	12,910,400	9,972	3	9,330	8,740,856,100	6,811,278,300	856,402	31
松山	0	0	0	0	0	0	2,255,056,200	991,209,500	330,610	27
小倉	611,991,300	213,841,600	343,810,600	105,465	3	5,803	5,375,488,000	2,090,096,100	937,975	27
久留米	87,649,800	18,424,700	15,104,100	12,766	3	6,866	9,301,506,300	7,278,197,400	911,744	31
武雄	374,777,400	230,930,500	87,066,200	61,577	6	6,086	10,330,985,000	8,605,994,300	987,360	31
佐世保	367,767,800	199,416,400	110,091,800	50,932	5	7,221	1,301,908,100	590,769,400	161,806	33
別府	465,807,800	237,258,800	105,514,400	48,663	6	9,572	9,293,223,800	6,974,596,900	887,392	43
熊本	7,607,842,900	6,400,392,800	891,085,600	658,117	4	11,560	9,887,627,500	7,562,107,200	897,296	28
合計	55,023,366,300	37,714,368,500	11,175,841,300	6,049,492	218	9,096	387,570,232,900	260,861,766,800	41,473,458	1,548

訂正

「車券売上状況」に以下のとおりの変更がありました。

競輪第31号	変更前	変更後
青森の利用者数(9月分)	687,133	687,163
〃 年度累計(4月～9月)	1,288,471	1,288,501
青森の利用者一人平均購買額(9月分)	10,497	10,496
合計の利用者数(9月分)	5,626,774	5,626,804
〃 年度累計(4月～9月)	35,423,936	35,423,966

なお、今号(競輪第32号)の「車券売上状況」については、訂正後の数値であることを申し添えます。